

申請はお済みですか？



▲発送した定額給付金の書類一式

「定額給付金」

「子育て応援特別手当」

3月30日に「定額給付金」と「子育て応援特別手当」の申請書を世帯主あてに発送しました。申請が済んでいない人は早めに手続きしてください。

なお、市職員が電話や訪問による方法で問い合わせることは絶対にありません。

定 額 給 付 金

給付対象者

基準日（平成21年2月1日）において、次の①または②のいずれかに該当する人

- ①津山市の住民基本台帳に記録されている人
- ②津山市の外国人登録原票に登録されている人（不法滞在者と短期滞在者は除く）

申請・受給者

給付対象者の属する世帯の世帯主（外国人は個人ごとに申請・受給者となります）

給付額

給付対象者1人当たり12,000円（基準日において65歳以上の人と18歳以下の人は20,000円）

申請方法

申請書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて返送してください

※次の書類を申請書裏面に張り付け

- ・本人を確認できる書類（身分証明書などの写し）
- ・銀行口座を確認できる書類（通帳の写し）

給付方法

申請書において指定された銀行口座への振り込み

申請期限

9月30日(水)（当日消印有効）

問い合わせ先 定額給付金対策室 ☎32-7000

子育て応援特別手当

支給対象となる子

基準日（平成21年2月1日）において、平成14年4月2日～17年4月1日生の第2子★以降の子であって、次の①または②のいずれかに該当する子

- ①津山市の住民基本台帳に記録されている子
- ②津山市の外国人登録原票に登録されている子（不法滞在者と短期滞在者は除く）

★第2子の判定は、生年月日が平成2年4月2日以後の子の中から年齢順に第1子、第2子と数えていきます

※対象となる子と第1子が別居しているときでも、同じ人に扶養されているときは支給対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください

申請・受給者

支給対象となる子の属する世帯の世帯主

支給額

支給対象となる子ども1人当たり36,000円

申請方法・支給方法・申請期限

定額給付金と同じ

問い合わせ先 こども課 ☎32-2179

振り込め詐欺にご用心

“10人中、9人”

これは振り込め詐欺の被害者のうち、自分はだまされなかったと思っていたのにだまされた人の割合です。今や誰もが知っている振り込め詐欺ですが、気付かないうちに被害に遭うケースが後を絶ちません。電話であおられ、送金しなければとあせり、周囲の意見に耳も貸さず、振り込んでしまった例も多いのです。

- ・金銭がらみの電話には、まず冷静に対処しましょう
- ・急がされたり不自然な内容と感じたら、必ず誰かに相談しましょう
- ・普段から数カ所の相談先を決めておくのも予防策です



問い合わせ先 危機管理課 ☎32-2042、津山警察署管内防犯連合会 ☎25-0110